

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和2年4月1日財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）別紙「ロシア向け輸出水産食品の取扱要綱」新旧対比表（主な変更部分のみ抜粋）

改正後	改正前
<p>別紙 RU-S1</p> <p style="text-align: right;">（作成日）平成21年6月22日 （最終更新日）<u>令和2年5月11日</u></p> <p style="text-align: center;">ロシア向け輸出水産食品の取扱要綱</p> <p>1 （略）</p> <p>2 定義</p> <p>本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（7） （略）</p> <p>（8）輸出者：<u>認定施設で最終加工若しくは最終保管又は養殖されたロシア向け輸出水産食品を輸出しようとする者</u></p> <p>（9） （略）</p> <p><u>（10）都道府県等衛生部局：都道府県、保健所設置市又は特別区における衛生主管部局</u></p> <p>（11）魚病検査機関：<u>別添2の手続に従い農林水産省消費・安全局長により認定された魚病に係る検査機関</u></p> <p>（削る。）</p>	<p>別紙 RU-S1</p> <p style="text-align: right;">（作成日）平成21年6月22日 （最終更新日）<u>令和2年4月1日</u></p> <p style="text-align: center;">ロシア向け輸出水産食品の取扱要綱</p> <p>1 （略）</p> <p>2 定義</p> <p>本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（7） （略）</p> <p>（8）輸出者：<u>認定施設責任者の製品を輸出しようとする者</u></p> <p>（9） （略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（10）魚病検査機関：<u>別添2の手続に従い農林水産省消費・安全局長により認定された魚病に係る検査機関</u></p> <p>3 輸出手続の概要</p> <p><u>（1）施設の認定</u></p> <p><u>ロシア向け輸出水産食品を最終加工（未加工品にあつては、最終保管）する者（本要綱の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人をいう。）は、4（1）のいずれかに適合することを証する書類を添付して、証明書発行機関あてに認定申請を行う。証明書発行機関は当該申請が認定施設の要件に適合することを確認（必要に応じて食品監視安全</u></p>

3 施設の認定手続等

(1) 認定施設の要件

認定施設は、次のいずれかに該当する施設とする。

ア～イ (略)

(削る。)

ウ 「中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づく認定施設

エ 「英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づく認定施設

オ 「アメリカ合衆国向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づく認定施設

カ 認定時より2年前から持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)第2条第2項の特定疾病(本要綱において「特定疾病」という。)が発生していない養殖漁場

(2) 施設認定手続

ア 施設認定を受けようとする者は、別紙様式1の申請書を、(1)の要件を確認するために必要な書類((1)のア及びイにあつては、営業許可証又は届出書の写し等)を添付し、証明書発行機関宛て提出すること。

課、畜水産安全管理課及び加工流通課が当該確認を行う。)した上で、認定申請書を加工流通課に送付し、食品監視安全課、畜水産安全管理課及び加工流通課が認定を行う。

(2) 証明書の発行手続

輸出者は、認定施設のロシア向け輸出水産食品について、6(2)の証明書の発行要件に適合することを証する書類を添付して、証明書発行機関あてに証明書の発行申請を行う。証明書発行機関は当該申請が証明書発行要件に適合する場合には、輸出者に対して証明書を発行する。

4 施設の認定

(1) 認定施設の要件

認定施設の要件は下記のいずれかに該当する施設とする。

ア～イ (略)

ウ 食品衛生監視員による監視指導の結果、一定程度の衛生管理が実施されていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設(食品衛生監視票の場合は、採点成績が90点以上)

エ 「中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づく認定施設

オ 「英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づく認定施設

カ 「アメリカ合衆国向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づく認定施設

キ 認定時より2年前から持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)第2条第2項の特定疾病(本要綱において「特定疾病」という。)が発生していない養殖漁場

(2) 施設の認定手続等

ア ロシア向け輸出水産食品を最終加工(未加工品にあつては最終保管)する者は、(1)の要件を確認するために必要な書類((1)のア及びイにあつては、営業許可証又は届出書の写し等、ウにあつては、食品衛生監視票の写し等)を添付し、別紙様式1の申請書により証明書発行機関あて提出する。

イ 証明書発行機関は、アにより申請を受けたときは、提出のあった書類及び農林水産省のホームページにより、(1)の力については畜水産安全管理課に確認し、(1)の要件に適合しているかどうか審査した後、問題がない施設については証明書発行機関が認定番号を付して、別紙様式2の報告を加工流通課に提出すること。

ウ 「認定番号」は、施設ごとにRUに続けて、上2桁は証明書発行機関認定番号、2桁目以降に当該施設の番号を0001から付すこと(例：RU〇〇0001)。また、当該施設が保管施設(「食品の冷凍又は冷蔵業」等)の場合にはCS(Cold Storage facilitiesを意味するもの)を、養殖施設((1)のキ)の場合にはAC(Aquaculture facilities)を末尾に付す(例：RU〇〇0001CS)。加工施設等の場合には末尾にアルファベットは付さない。

エ 加工流通課は、証明書発行機関による別紙様式2の報告の内容を確認の上、食品監視安全課、畜水産安全管理課及び証明書発行機関に当該施設を認定する旨を連絡する。連絡を受けた食品監視安全課は都道府県等衛生部局に、証明書発行機関は施設認定申請者にそれぞれその旨を連絡する。

オ (略)
(削る。)

(3) (略)

(4) 認定施設の定期確認

ア (1) アからオまでにより認定を受けた認定施設について、証明書発行機関は、認定施設責任者から少なくとも年1回又は証明書の発行を申請する際に、営業許可証又は届け出証の写し等を提出等させることにより、認定施設が(1)に規定する要件に適合していることを確認する。

イ (1) 力により認定を受けた認定施設について、都道府県から畜水産安全管理

イ 証明書発行機関は、アにより申請を受けたときは、提出のあった書類及び農林水産省のホームページにより、キについては畜水産安全管理課に確認し、(1)の要件に適合しているかどうか審査した後、問題がない施設については証明書発行機関が認定番号を付して、別紙様式2を加工流通課に提出する。

ウ 「認定番号」は、施設ごとにRUに続けて、上2桁は証明書発行機関認定番号、2桁目以降に認定施設の番号を0001から付すこと(例：RU〇〇0001)。また、認定施設が保管施設(「食品の冷凍又は冷蔵業」等)の場合にはCS(Cold Storage facilitiesを意味するもの)を、養殖施設((1)の力)の場合にはAC(Aquaculture facilities)を末尾に付す(例：RU〇〇0001CS)。加工施設等の場合には末尾にアルファベットは付さない。

エ 加工流通課は、証明書発行機関による別紙様式2の認定申請書に基づき、当該施設に認定番号を付与し、食品監視安全課、畜水産安全管理課及び証明書発行機関に当該施設を認定する旨を連絡する。連絡を受けた食品監視安全課は都道府県等衛生部局に、証明書発行機関は施設認定申請者にそれぞれその旨を連絡する。

オ (略)

カ 認定施設を所管する都道府県等衛生部局は、4(1)アからカまでの要件に該当する施設について、1年に1回以上認定要件の定期的な確認を行うこと。ただし、4(1)キの要件に該当する認定施設については、必要に応じて認定要件に適合していることを確認することとする。

(3) (略)

(新設)

課に特定疾病の発生が報告されたときは、畜水産安全管理課は、加工流通課に連絡を行う。

(5) 認定の取消し等

ア 食品監視安全課、畜水産安全管理課、加工流通課又は登録認定機関は、以下のいずれかに該当する場合は、認定施設の取消しを行うことができる。

① (4)の定期確認の結果等により、(1)の要件に適合しなくなったと認める場合において、認定施設責任者に対し、これを改善すべきことを求め、かつ、その求めによってもなお改善されないとき。

② 認定施設が不正な手続により認定を受けたものであることが判明したとき。

③ 認定施設責任者と輸出者が同一である場合、その者が過去に不正な手続により証明書の交付を受けたことが判明したとき。

④ その他相当の理由があると認めるとき。

イ 認定の取消しの連絡及び公表は、(2)イからオまでに準じて行う。

4 特定疾病に関する検査

輸出者は、ロシア向け輸出水産食品が、持続的養殖生産確保法施行規則（平成11年農林水産省令第31号）第1条の表の上欄に掲げる水産動植物のうち生きているものである場合は、5(1)の申請に先立って、魚病検査機関が実施する特定疾病に関する検査の申請を行う。申請を受け、魚病検査機関はサンプルの採取を行うとともに、別添4の2に掲げる検査を行い、輸出者に対し試験成績書を発行する。なお、検査の結果、当該水産動植物が特定疾病にかかっている場合、又はかかっている疑いがある場合には、魚病検査機関は直ちにその旨畜水産安全管理課に連絡を行う。

5 証明書の発行

(1) 証明書の発行手続等

(4) 認定の取消し等

食品監視安全課、畜水産安全管理課、加工流通課及び登録認定機関は、以下のいずれかに該当する場合は、認定施設の取消しを行うことができる。

ア 認定施設が(1)の要件に合致しなくなったことが判明したとき

イ 認定施設が不正な手続により認定されたものであることが判明したとき

ウ 認定施設責任者と輸出者が同一である場合、その者が過去に不正な手続により証明書の交付を受けたことが判明したとき

エ その他相当の理由があると認めるとき

認定の取消しの連絡及び公表は、(2)イからオまでに準じて手続を行う。

5 特定疾病に関する検査

輸出者は、ロシア向け輸出水産食品が、持続的養殖生産確保法施行規則（平成11年農林水産省令第31号）第1条の表の上欄に掲げる水産動植物のうち生きているものである場合は、6(1)の申請に先立って、魚病検査機関が実施する特定疾病に関する検査の申請を行う。申請を受け、魚病検査機関はサンプルの採取を行うとともに、別添4の2に掲げる検査を行い、輸出者に対し試験成績書を発行する。なお、検査の結果、当該水産動植物が特定疾病にかかっている場合、又はかかっている疑いがある場合には、魚病検査機関は直ちにその旨畜水産安全管理課に連絡を行う。

6 証明書の発行

(1) 申請

輸出者は、ロシア向け輸出水産食品について輸出を行うごとに、別紙様式5の申請書に次の書類を添付して、証明書発行機関宛て提出すること（ウは申請時に提出できない場合には、証明書発行日までに証明書発行機関に提出すること。）。なお、電子メール又は輸出入・港湾情報処理システム（本要綱において「NACCS」という。）による申請を行うときは、別添3によること。

ア～ウ （略）

エ ロシア向け輸出水産食品が食品衛生法等日本国内の法令を遵守して加工等がなされていることを確認できる、検査等の実施日から1年以内（1年に1回以上の検査等を行い輸出することを3年以上継続した実績があり、申請のあった日から過去3年間の輸出において問題が認められなかった場合には3年以内。）の記録（認定施設の食品衛生監視票、自主検査の結果等）の写し（なお、同一の認定施設で最終加工された製品を当該書類の有効期間内に輸出する場合は、当該書類の添付を省略することができる。）

オ 4の試験成績書（4の検査を受けた場合のみ）

カ 食品衛生法第27条の規定に基づく食品等輸入届出書（ロシア向け輸出水産食品の主原料が輸入品である場合のみ）

（削る。）

（2）証明書の発行要件

証明書の発行は、次に掲げる要件全てを満たすものに対して行うものとする。

ア 3（1）のアからオの規定により認定された認定施設において最終加工又は最終保管されたものであること（イに該当する場合を除く。）。ふ

輸出者は、ロシア向け輸出水産食品について輸出を行うごとに、別紙様式5の申請書に次の書類を添付して、証明書発行機関宛て申請を行う（ウは申請時に提出できない場合には、証明書発行日までに証明書発行機関に提出すること。）。なお、電子メール又は輸出入・港湾情報処理システム（本要綱において「NACCS」という。）による申請を行う場合にあっては、別添3によるものとする。

ア～ウ （略）

（新設）

エ 5の試験成績書（5の検査を受けた場合のみ）

オ 食品衛生法第27条の規定に基づく食品等輸入届出書（ロシア向け輸出水産食品の主原料が輸入品である場合のみ）

なお、予定していた輸出が中止になり証明書が不要となった場合には、輸出者は、別紙様式6により取消願を提出する。

既に輸出者が証明書を受領していたときには、速やかに取消願とともに証明書を証明書発行機関に対して返却すること。なお、中止された輸出に関する証明書の返却が確認されるまで、証明書発行機関は当該輸出者に対して新たな証明書を発行することができない。

（2）証明書の発行要件

証明書の発行は、次に掲げる要件全てを満たすものに対して行うものとする。

ア 4（1）のアからカの規定により認定された認定施設において最終加工又は最終保管されたものであること（イに該当する場合を除く。）。ふ

ぐを輸出する場合にあっては、別添6の取扱いによるものであること。

イ 3 (1) のカの規定により認定された認定施設で養殖されたものであること（当該食品が持続的養殖生産確保法施行規則第1条の表の上欄に掲げる養殖水産動植物のうち生きているもののみ。）

ウ～オ （略）

(3) 証明書の発行

証明書発行機関は、(2)に適合すると判断された場合には、以下の点に留意しつつ別紙様式7の証明書に必要事項を記入の上、証明書原本に検査責任者が署名し、印章を押印した後に、原本を輸出者に速やかに発行するとともに、その写し及び別紙様式5を保存する。

ア～ウ （略）

(削る。)

(4) 証明書の返却等

ア 輸出者は、予定していた輸出が中止になり証明書が不要になったときは、証明書発行前にあっては、別紙様式6の取消願を、発行を申請した証明書発行機関に提出すること。

イ 既に証明書が発行されていたときにあっては、速やかに証明書原本を、別紙様式6の取消願とともに発行を受けた証明書発行機関に返却すること。なお、この場合、証明書発行機関の長は、中止された輸出に関する証明書の返却が確認されるまで、当該輸出者に対して新たな証明書の発行

ぐを輸出する場合にあっては、別添6の取扱いによるものであること。

イ 4 (1) のキの規定により認定された認定施設で養殖されたものであること（当該食品が持続的養殖生産確保法施行規則第1条の表の上欄に掲げる養殖水産動植物のうち生きているもののみ。）

ウ～オ （略）

(3) 証明書の発行

(2)に適合すると判断された場合には、証明書発行機関は以下の点に留意しつつ別紙様式7の証明書に必要事項を記入の上、証明書原本に検査責任者が署名し、印章を押印した後に、原本を輸出者に速やかに発行するとともに、その写し及び別紙様式5を保存する。

ア～ウ （略）

(4) 官能検査の強化

ロシアの食品衛生に関する法令に違反した旨の連絡をロシア政府から受けるなど、輸出貨物に問題が発生した場合、(2)ウのaからcまでのいずれかの要件を満たした認定施設であっても、証明書発行機関による輸出の都度の官能検査等によって、別添4の1(2)に掲げる検査基準を満たしていることを確認すること。

ただし、問題点の原因究明及び改善措置について、証明書発行機関を通じ食品監視安全課宛て報告し、改善されたと判断された場合にあっては、食品監視安全課の指示により、官能検査の強化を解除することができる。

(新設)

を行わない。

(5) 証明書発行の停止

証明書発行機関は、次のいずれかの場合に該当するときは、食品監視安全課、畜水産安全管理課及び加工流通課との協議の上、当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができる。

ア 提出書類の記載内容が虚偽又は不実であると認められる場合又はその疑いがあるとき。

イ 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であって、当該輸出者に証明書を交付した際に証明書の適正使用が確保されないと判断されるとき。

ウ その他相当の理由があると認められるとき。

(6) 報告

証明書発行機関は、加工流通課の指示に従い、証明書発行件数等について、ロシア政府及び加工流通課長宛て報告を行う。

6 その他

(1) 認定施設責任者及び輸出者自らの衛生管理について

認定施設責任者及び輸出者はロシアの獣医学上及び衛生学上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、ロシア向け輸出水産食品について適宜モニタリング検査を実施する等により、輸出水産食品に関する自主的な衛生管理に努めること。

(2) 違反した輸出水産食品等に対する対応

食品監視安全課、畜水産安全管理課及び加工流通課は、ロシアの獣医学上及び衛生学上の規則及び条件に違反した旨の連絡をロシア政府から受けるなど、ロシア向け輸出水産食品に問題が発生したときは、証明書発行機関に連絡するとともに、施設認定者及び輸出者に対し原因究明及び改善の指示、検査の強化等適切な措置を採るものとする。

(5) 証明書発行の停止

証明書発行機関は、次のいずれかの場合に該当するときは、食品監視安全課、畜水産安全管理課及び加工流通課との協議の上、当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができる。

ア 提出書類の記載内容が虚偽又は不実であると認められる場合又はその疑いがある場合

イ 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であって、当該輸出者に証明書を交付した際に証明書の適正使用が確保されないと判断される場合

ウ その他相当の理由があると認められる場合

(6) 報告

証明書発行機関は、加工流通課の指示に従い、証明書発行について、ロシア政府及び加工流通課長あて報告を行う。

7 その他

(1) 輸出者自らの衛生管理について

輸出者はロシアの獣医学上及び衛生学上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、ロシア向け輸出水産食品について適宜モニタリング検査を実施する等により、輸出水産食品に関する自主的な衛生管理に努めるものとする。

(新設)

<p><u>この場合において、食品監視安全課、畜水産安全管理課及び加工流通課は、問題点の原因究明及び改善措置の状況から、問題点が改善されたと判断したときは、検査の強化等の措置を解除することができる。</u></p> <p><u>(削る。)</u></p> <p><u>(削る。)</u></p> <p>(3) ロシア政府との協議</p> <p><u>食品監視安全課、畜水産安全管理課及び加工流通課は、(2)に定めるもののほか、ロシア政府からの違反連絡等があったときは、ロシア側と協議の上、適切な措置をとるものとする。</u></p>	<p>(2) 認定施設に対する調査</p> <p>食品監視安全課は、畜水産安全管理課及び加工流通課と協力して、認定施設の衛生管理状況等について、必要に応じ調査を実施することができる。</p> <p>(3) 申請の審査に係る調査</p> <p>証明書発行機関は6(1)による申請の審査にあたり、必要に応じ、輸出者及び魚病検査機関に対して6(1)に掲げる書類以外の資料の提出を求めること等により、ロシア向け輸出水産食品が6(2)の要件を満たすかどうか調査を行うものとする。</p> <p>(4) ロシア政府との協議</p> <p><u>ロシア政府からの違反連絡等があった場合には、食品監視安全課、畜水産安全管理課及び加工流通課がロシア側と協議の上、適切な措置をとるものとする。</u></p>
<p>(別添1～2) (略)</p> <p>(別添3)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 証明書の発行申請手続</p> <p>輸出者は、食品を輸出しようとする都度、本要綱に従い、電子メール又はNACCSを利用して、証明書の発行申請に必要な書類を証明書発行機関宛てに提出すること(その際、証明書発行申請書への代表者印等の押印は要しない。)</p>	<p>(別添1～2) (略)</p> <p>(別添3)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 証明書の発行申請手続</p> <p>輸出者は、食品を輸出しようとする都度、本要綱に従い、電子メール又はNACCSを利用して、証明書の発行申請に必要な書類を証明書発行機関宛てに提出すること(その際、証明書発行申請書への代表者印等の押印は要しない。)</p>

なお、電子メールにより発行申請を行う場合にあつて、1（1）の食品輸出計画書をあらかじめ提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合にあつては、必要な書類を郵送等により提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

(1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。

(2) 証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について 証明書発行機関とあらかじめ調整すること。

(3) NACCS により発行申請を行う場合にあつて、証明書発行申請を提出する者が輸出者と異なる場合は、初回に輸出者が作成した委任状を添付すること。

別添 4～6 (略)

(別紙様式 1)

年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者
住所
氏名
印

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

ロシア向け輸出水産食品施設認定申請書

下記の施設について、ロシア向け輸出水産食品を取り扱う施設として認定を受けたく、下記のとおり関係書類を添えて申請します。なお、認定後に施設の名称及び所在地を公表することを了承します。

記

なお、電子メールにより発行申請を行う場合にあつて、1（1）の食品輸出計画書をあらかじめ提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合にあつては、必要な書類を郵送等により提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

(1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。

(2) 証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について 証明書発行機関とあらかじめ調整すること。

(新設)

別添 4～6 (略)

(別紙様式 1)

年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者
住所
氏名
印

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

ロシア向け輸出水産食品施設認定申請書

下記の施設について、ロシア向け輸出水産食品を取り扱う施設として認定を受けたく、下記のとおり関係書類を添えて申請します。なお、認定後に施設の名称及び所在地を公表することを了承します。

記

1. ～2. (略)

3. 施設の情報

	該当施設※1	認定番号等
食品衛生法に基づく営業許可を有する施設 ※2		
条例等による営業許可を有する又は営業に係る届出等を行っている施設※2		
中華人民共和国向け輸出水産食品に係る認定施設		
英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品に係る認定施設		
アメリカ合衆国向け輸出水産食品に係る認定施設		
特定疾病が発生していない養殖施設 ※3		

※1～※3 (略)

4. ～5. (略)

(別紙様式2)

年 月 日

水産庁漁政部加工流通課長 殿

証明書発行機関名

住所

代表者名

ロシア向け輸出水産食品施設認定（変更又は廃止）について

下記の施設について、ロシア向け輸出水産食品の取扱要綱に基づき申請があ

1. ～2. (略)

3. 施設の情報

	該当施設※1	認定番号等
食品衛生法に基づく営業許可を有する施設 ※2		
条例等による営業許可を有する又は営業に係る届出等を行っている施設※2		
中華人民共和国向け輸出水産食品に係る認定施設		
欧州連合向け輸出水産食品に係る認定施設		
アメリカ合衆国向け輸出水産食品に係る認定施設		
特定疾病が発生していない養殖施設 ※3		

※1～※3 (略)

4. ～5. (略)

(別紙様式2)

年 月 日

水産庁漁政部加工流通課長 殿

証明書発行機関名

住所

代表者名

ロシア向け輸出水産食品施設認定（変更又は廃止）について

下記の施設について、ロシア向け輸出水産食品の取扱要綱に基づき、関係書類

り、内容を審査し、適合施設を認定（変更又は廃止）したので、関係書類を添えて報告します。

(略)

(別紙様式3)

年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者

住所

氏名

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

ロシア向け輸出水産食品認定施設変更申請書

ロシア向け輸出水産食品の取扱要綱に基づき、下記施設の認定事項の変更について、関係書類を添えて申請します。なお、変更後に施設の名称及び所在地を公表することを了承いたします。

(略)

(別紙様式4～別紙様式6) (略)

(別紙様式7)

1. ～2. (略)

3. 製品の由来

3. 1 日本の権限ある機関により輸出のため認定を受けた企業名(番号)及び住所

3. 2～3. 3 (略)

4. (略)

を添えて認定（変更又は廃止）申請します。

(略)

(別紙様式3)

年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者

住所

氏名

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

ロシア向け輸出水産食品認定施設変更認定申請書

ロシア向け輸出水産食品の取扱要綱に基づき、下記施設の認定事項の変更について、関係書類を添えて申請します。なお、変更認定後に施設の名称及び所在地を公表することを了承いたします。

(略)

(別紙様式4～別紙様式6) (略)

(別紙様式7)

1. ～2. (略)

3. 製品の由来

3. 1 日本の権限ある機関により輸出のため登録を受けた企業名(番号)及び住所

3. 2～3. 3 (略)

4. (略)

(別紙様式 8 ～別紙様式 13) (略)

(別紙様式 8 ～別紙様式 13) (略)